

令和 7 年度第 1 回
朝霞市環境審議会議事録

令和 7 年 8 月 1 日

市民環境部 環境推進課

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

会議録

会議の名称	第 1 回朝霞市環境審議会	
開催日時	令和 7 年 8 月 1 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館 5 階 大会議室（手前）	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0 人	
その他の必要事項		

令和7年度第1回

朝霞市環境審議会

令和7年8月1日（金）
午前10時00分から
午前11時30分まで
市役所 別館5階大会議室（手前）

1 開 会

2 議 題

（1）あさかの環境（令和6年度（環境推進課所管分））について

（2）その他

3 閉 会

出席委員（10人）

会	長	松 村 隆
副 会	長	小 島 真知子
委	員	小 林 敬 太
委	員	小野寺 健
委	員	大 畑 宗 浩
委	員	小 野 敬 三
委	員	本 田 杏 子
委	員	松 永 健 司
委	員	平 塚 知嘉子
委	員	手 塚 晋

欠席委員（5人）

委	員	ご ん 純 一
委	員	宮 林 智 美
委	員	根 上 敦 全
委	員	阿 部 英美子

委 員

湯 尾 明

事務局（５人）

事 務 局	環境推進課長	西 島 和 秀
事 務 局	環境推進課長補佐兼環境推進係長	西 田 暁
事 務 局	環境対策係長	清 水 兼 光
事 務 局	環境対策係主任	磯 部 靖 二
事 務 局	環境推進係主任	山 代 美 郷

【配付資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 朝霞の環境（令和６年度年次報告書環境推進課所管分）
- ・ 資料２ カーボンニュートラル宣言の検討
- ・ 資料３ 朝霞市記者発表資料（セアカゴケグモの確認について）
- ・ 朝霞市住み良い環境づくり基本条例

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎ 1 開会

○事務局・西田課長補佐兼環境推進係長

ただいまから令和7年度第1回朝霞市環境審議会を開催いたします。本日は皆様大変ご多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

初めに本日の審議会の出席数は、総15名中ですが、今のところ、10名の出席でございます。朝霞市住みよい環境づくり基本条例の第20条第2項の規定に定めております過半数の出席を満たしておりますので、会議が成立することをご報告させていただきます。尚、1号委員の宮林委員、5号委員の阿部委員、6号委員の湯尾委員におかれましては、本日、所用のため欠席とご連絡を受けております。

次に、資料の確認をお願いします。まず令和7年度第1回朝霞市環境審議会次第。続きまして、朝霞市環境審議会委員名簿。朝霞市住み良い環境づくり基本条例。資料としまして、朝霞の環境令和6年度年次報告書。本日の追加資料として、資料2カーボンニュートラル宣言ゼロカーボンシティ宣言の検討。資料3朝霞市記者発表資料。第3次朝霞市環境基本計画。以上となります。不足等ございましたらお知らせください。なお、審議会の議事録作成のため内容を録音させていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは議事の運営につきましては、朝霞市住み良い環境づくり基本条例第20条の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、松村会長、議事の進行をお願いしたいと存じます。それでは松村会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○松村会長

松村でございます。よろしくお願いいたします。今日は台風などというものが近づいています。十分ご意見を賜りつつも、手短に要領よく進めたいと思います。ご協力をお願いします。

今日は事務局から朝霞の環境の環境推進課担当分についてこれから説明を賜って、ご審議をお願いしたいと思います。恐縮ですが、議事録署名人を私の方から決めさせていただきたいと思えます。順番制ですので、今回は平塚委員と手塚委員、誠に恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

◎ 2 議題 （1）あさかの環境（令和6年度（環境推進課所管分））について

○松村会長

それでは議題の1、朝霞の環境について早速説明をよろしくどうぞお願いいたします。

○事務局・西島課長

課長の西島です。今年度もよろしくお願いいたします。議題1の朝霞の環境についてご説明させていただきます。先ほど会長の方からもご説明ありましたが、今回のこの報告書案につきましては、環境推進課が所管している内容について皆さんにご報告の上、ご意見等を賜りたくお願いしているものです。まずこの報告書につきましては、朝霞市住み良い環境づくり基本条例に基づきまして、本市の環境の現状および環境保全等に関して講じた政策に関して報告する説明報告書として、毎年度発行して公表しています。今回この資料については環境推進課が所管している内容でして、9月の市議会において議員の皆様へ配布するものです。議会で配布する前に当審議会の皆様のご意見を頂戴して、必要な修正を行い、議会の方に提出させていただきたいと考えております。なお、次回の審議会におきましては、環境推進課以外の事業を加えた内容のものをご審議いただき、最終版としても広く公表する予定です。

さっそく中身に入っていきますが、表紙をおめくりください。環境施策の体系が掲載されておりますが、これは、令和4年3月に策定した、第3次朝霞市環境基本計画の体系であり、この体系に基づいて実施した施策について、朝霞の環境において報告を行うものとなっております。

2枚めくっていただきまして、目次をご覧ください。目次に記載しております項目のうち、網掛けの部分は環境推進課以外の課などが所管している事業ですので、本日は網掛け以外の部分につきまして、令和6年度の主な取り組みをご説明いたします。

1ページをご覧ください。このページでは、自然と人との共生ということで、その個別目標が1-1生き物がすめる環境を大切にすることです。その中で、1健全な水循環の形成、2生物の生息・生育環境の保全、3生物多様性の確保という施策を実施いたしました。健全な水循環の形成では、湧水池の汚染状況の概況を把握するため、6年度はわくわく田島緑地の水質調査を実施しており、表のとおり、トリクロロエチレン等の基準値超過はありませんでした。

次に3生物多様性の確保では、外来生物の計画的な防除ということで、特定外来生物であるアライグマにつきまして、埼玉県防除実施計画に基づき、6年度は112頭の捕獲を行いました。こちらは年々増加している状況でございますが、生物多様性に関しましては、気候変動の影響などによりひと昔前までには確認されなかった動植物が本市でも確認されるようになるなど、生態系の変化や多様化などが懸念されているところです。また、その他の議題においても報告させていただきますが、先日、市内の青葉台公園テニスコート内で特定外来生物であるセアカゴケグモが確認されています。

続きまして、5ページをご覧ください。環境目標2快適な生活環境の確保に関する取り組みです。2-1きれいな空気をまもるにおいて、1大気環境の保全では、二酸化窒素調査、大気粉じん調査、公共施設アスベスト調査、ダイオキシン類調査を実施しており、その結果を6ページに掲載

しています。令和6年度は、全項目で基準値に適合しています。なお、調査項目である二酸化窒素やアスベスト、ダイオキシン類などといった用語については、64ページ以降の用語解説において解説を行っておりますので、ご参照いただきたく存じます。また、7ページの中段あたりですが、野外焼却いわゆる野焼きの指導件数ですが、4年度5年度ともに10件未満となっていたものが、6年度は12件と増加となった状況でございます。併せて9ページの下段の公害苦情の現況においても公害苦情件数はここ数年減少傾向にあったものが、6年度は増加に転じております。一方で、規制対象とならない騒音・振動の苦情や日常生活が起因となる苦情も依然多い状況で、対応に苦慮するケースは年々増えている状況です。

続きまして12ページ、2-2きれいな水と土をまもる、の1河川の水質保全です。河川の水質の監視ということで、河川調査、小排水路調査など、①から⑥までありますが、こちらも水質調査の結果を14ページ、15ページに記載しております。14ページ、①の河川調査ですが、一番上の生活環境項目、一般項目、流量についてですが、令和6年度においては、水素イオン濃度いわゆるpHについて1か所基準を超過する結果となりました。④の地下水調査では、前年度は1地点でテトラクロエチレンが基準値を超過いたしましたが、6年度においては、すべての調査地点で基準に適合していました。この調査については、飲用の適不適の調査ではありませんが、井戸の所有者には、井戸水は飲用しないようお願いをしております。⑥の魚類調査ですが、市内の3河川において、魚類25種、甲殻類4種、両生類1種、は虫類1種が確認されました。魚類調査につきましては、先ほど生物多様性の項目でも触れましたが、外来種も確認されていることから、今後の動向にも留意してまいりたいと考えております。

続きまして19ページ、2-3快適で住み良いまちをつくる、の1騒音・振動の防止ということで、①自動車等の騒音・振動の監視です。令和6年度は、市内の主要幹線道路（国道254号線・県道東京朝霞線）の2路線2区間について、自動車騒音の常時監視を実施しており、19ページ以降がその結果です。

続きまして、25ページ下段の3環境美化の推進でございます。①の散乱ごみ・不法投棄対策につきましては、次ページ上段の表にございます、環境美化パトロールを8人の環境美化推進員さんが行っておりまして、清掃活動や市内の散乱ごみの報告などを行っていただいております。また、同表の路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーンにつきましては、令和6年度は第1回は雨天中止となりましたが、第2回を1月23日に北朝霞・朝霞台駅周辺地区について実施しました。資料の日時で1月23日の日が抜けているところと、実施場所の朝霞駅周辺は朝霞台駅となります。お詫びの上、訂正させていただきます。同じページの、2不法投棄対策につきましては、主な不法投棄物の処分件数を下段の表に掲載しております。不法投棄の防止につきましては、啓発看板の設置や広報

等での啓発活動を行うとともに、職員による巡回パトロールや業者委託による監視パトロールを年24回、夜間から早朝にかけて実施しております。一時期に比べて、減少傾向にあるものといえますが、引き続き、早期発見・処分に組み込んでまいりたいと考えております。

27ページ、きれいなまちづくり運動は、町内会、自治会の協力を得まして、市内全域で春と秋に実施しております。その時に回収されましたごみの状況を表に掲載しております。

次に28ページ、②路上喫煙の防止につきましては、表をご覧くださいと存じますが、路上喫煙の監視員によるパトロールの実績としまして、朝霞駅、朝霞台・北朝霞駅で指導した件数を掲載しております。令和6年度は、年間パトロール数が48日で、喫煙者に対する指導回数につきましては、合計835回でございます。路上喫煙問題に関しましては、市民からの相談や要望も多く、引き続きマナー向上の啓発を継続してまいります。

28ページ、③ペットマナーの向上ですが、中段の表に畜犬登録・注射済票の交付数を掲載しております。飼い犬につきましては、狂犬病予防法により、自治体への登録と年1回の予防注射の接種が義務付けられており、令和6年度末の登録数は、4,908頭と微増傾向にあり、注射済票の交付数は、3,206件、接種率は、65.3%でございました。

続いて30ページ、こちらは浜崎ドッグランとなります。令和5度新規にオープンした施設であり、場所的には、わくわくどーむの隣のはあとびあの駐車場を挟んだ向かい側といった位置となります。利用者からは概ね好評をいただいております、利用には登録制度を採っており、多くの方にご利用をいただいております。

続きまして、33ページ、動物愛護パネル展でございます。9月の動物愛護週間に合わせて中央公民館・コミセンで、動物愛護団体の協力によるパネル展を開催し、動物の愛護と適正な飼養、ペット防災やTNR活動などの周知啓発を行いました。

次に35ページ、(6)鳥獣・害虫被害の防止で、中段のスズメバチの巣の駆除ですが、市では、人に危害を及ぼす恐れのあるスズメバチの巣の駆除を業者委託により実施しております、令和6年度の駆除件数は、23件でございました。

次に39ページ、環境目標3脱炭素・循環型社会の推進でございますが、3-1クリーンなエネルギーをつくるということで、本市では、住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料電池（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池の設置費の一部を補助しております、その実績を掲載しております。また、5年度からは、補助対象機器にHEMS（電気等の使用量が見える化したり家電製品を自動制御する機器）とV2H（電気自動車と家庭へ相互に電力を供給する機器、災害などで停電した際にも自動車が蓄電池となるなど）を追加しており、それぞれ補助の実績を記載しております。続いて43ページ、(2)地球温暖化対策実行計画の推進でございます。地球温暖化対策実行計

画は、1の区域施策編と2の事務事業編がございまして、区域施策編は、市域全体の温室効果ガスを、事務事業編は、市の事務事業で生じる温室効果ガスを削減する計画でございます。区域施策編では、平成25年度を基準としまして、令和4年度から令和12年度までの9年間で温室効果ガス総排出量を46%削減することを目標としており、事務事業編では、同じく9年間で38%削減することを目標としております。温室効果ガスの排出抑制対策につきましては、6年度は、小学校の増築工事に合わせて第六小学校及び第九小学校に太陽光発電設備を設置いたしました。今後におきましても地球温暖化対策実行計画の推進を着実に努めてまいります。

続きまして、50ページ、3-5気候の変化に備える。6年度は特に自然災害分野で、令和6年7月31日に起こった時間雨量107ミリの記録的短時間大雨においては、大規模な浸水被害が発生しました。52ページの消毒件数、486件のうち、409件がこの時の浸水被害による消毒でございました。

続きまして、53ページ、環境目標4パートナーシップによる環境活動の推進の4-1環境についてみんなで学ぶです。1の環境教育や環境学習の機会の提供では、子供たちの自主的な環境学習や活動を支援するため、環境省が後援しておりますこどもエコクラブの活動や登録についての情報発信を行っております。令和6年度末現在、登録団体はございませんが、子供たちにこういう場があることを知っていただくため啓発が必要であるものと考えております。

54ページ、「あさか環境かるた」につきましては、子供から大人まで分かりやすく、楽しみながら、環境について学んでいただけるように作成したもので、市のホームページでデータをダウンロードすることが可能で、文字ごとに関連するリンクを掲載しております。より深くテーマについて学習することが可能なものとなっております。6年度は活用した事業等は実施しておりませんが、今年度、つい先日7月16日に第一小学校4年生の総合学習で、1学期に取り組んだ環境学習のまとめとして、職員と教育委員会及び学校との協働で、環境かるたを教材に授業を行いました。

続いて55ページ、4市民団体の環境保全活動支援ということで、施策の推進において、市内で活動している市民活動団体と協働して取り組んでいる課題がございます。あさか環境市民会議の主な取り組みについてこの項で紹介しております。

最後に56ページ、多年にわたり地域の環境美化活動などに尽力された方などへの謝意を表すために環境美化功労者表彰を、次のページでは、環境美化ポスターの募集と入選者の表彰ということで、市内の小学3年生・6年生を対象に、「ポイ捨て」、「路上喫煙」、「犬のフン尿」対策というテーマでポスターを募集したところ、272点の応募があり、11点の入選作品が選ばれております。58ページにその入選作品を掲載しております。この審議会からも、ポスターの表彰にとどまらず、その後の啓発に活かすべきとのご意見をいただき、「ポイ捨て」、「路上喫煙」、「犬のフン尿」と

いった啓発に適した駅周辺やベンチ回りなど、また、昨年度は埼玉りそな銀行朝霞支店のご協力をいただき、銀行の駐車場や建物周りなどにもポスターを掲示していただいております。以上となります。

資料自体、たいへんなボリュームがあり、駆け足でかいつまんだ説明となりましたが、以上が環境推進課所管分「朝霞の環境」についての説明となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。あと1点、松永委員から事前にご質問の方をペーパーで頂戴しているので皆さんに配布させていただきますのですがよろしいでしょうか。

○松永委員

あさか環境市民会議の松永です。質問を事前にかかせていただきました。最初に書いてあるセアカゴケグモについては、今日配られた資料に入っているので、それはわかりました。

あと、質問として1ページから生物多様性の確保ということで、アライグマは今後さらに増えると考えられます。抜本的な対策は考えていないのかお聞きしたいです。生物の多様性と言うと色々なことがあります、特定外来としては例えばアメリカザリガニやミドリガメは法律も変わって捕まえたものを放したり譲渡したりできなくなりました。こういうことについても特に書いてないので、記載した方がいいのではないかなと。そもそもアライグマが増えたのは、ペットだった個体が山奥で放されて、それが増えて山から住宅街に降りてきているのが現状だと思います。近年は捕獲数も増えてきているし、家庭菜園や農業をやっている方は農作物が食べられてもう売り物にならないという現状もあるので、それらも踏まえて考えてもらえればと思います。ただ、やはり野生動物に対しての認識は実際には興味がなければ全然知らないと思います。この2、3日前に鷺が100羽以上亡くなったというニュースがありました。糞や鳴き声、臭いなどの苦情が来たから松を切ったら住んでいた幼鳥が親鳥から餌をもらえず死んでしまったという。

○松村会長

鷺の話は富山の話ではありませんか。

○松永委員

そうです。やはり、鳥獣保護法では鳥類を捕ったり、営巣中は巣を取ってはいけないことになっていて保護されていますが、実際には苦情があれば行政は何らかの形で動いていると思います。東京都でも大きな公園では捕獲のカゴに入ったカラスを殺処分しています。実際には保護されるべきものですが、そういう現状がある。アライグマの問題を考える時に、生態系としての考えというのも、この冊子の中に色々と載せてもらえればと思います。

あと14、16、17ページにある河川の水質調査結果まとめについて、昨年より水質汚濁防止法特定事業所立ち入り調査と、川底の調査の2項目が減っています。説明をいただきたいです。

あと15ページ、ふん便性大腸菌群数の不適合に関してどのような対処をするのかもお聞きしたいです。昨年も不適合がありましたが、その時は広報あさかで川遊び後の手洗い徹底の周知をしてもらいました。今年は特にそのような告知がないのですが、実際には川で遊んでいる現状があります。やはり周知が必要ではないかと思います。

あと16ページの合弁処理浄化槽。届出件数の内訳表にあるその他とは何なのか教えてください。あと、合弁浄化槽を増やして100%とすることを目指していると思いますが、そのために今の現状として単独処理浄化槽の数と合弁処理浄化槽の数を教えていただきたいです。やはり川にそういうものが流れていくというのはあまりいいことではないと思いますので。

その他としては、まぼり公園と宮戸公園が新しく作られ、子供たちが遊べる井戸が設置されています。水の安全をどのように確保されているのか教えてください。飲用禁止とは書いてなかったと思います。去年は青葉台公園の水の話もお伺いしました。これはみどり公園課にもお伺いしたいと思うのですが、やはり子供たちが遊ぶ場での水の安全、それを教えてもらえればと思います。

あと、環境かるたのデータのレイアウトについて。実際自分で作ってみるとなかなか手間がかかります。厚紙に印刷して切るのですが、ガタガタになってしまいました。この環境かるたでいいのは、説明書きがあることです。これを読み札の裏に貼れば、かるたの内容がどういうことなのかすぐわかります。ただ、同じ向きであいうえお順になっているので、厚紙に印刷して裏返して貼り合わせると逆になってしまいます。だからせめてこれを一緒にしてくれると作る手間が楽だと思いますので、提案させてもらいます。私からは以上です。よろしくお願いします。

○松村会長

色々ご指摘ありました。事務局からこの場でお答えいただけるものと、持ち帰り検討というのがあればそれでも結構ですが、どうしますか。

○事務局・西島課長

答えられるものはしっかり答えさせていただければ。まずアライグマについて。特定外来生物は一般の方には捕獲や処分ができないので、県の講習会を受けていただいた方に罠の設置と捕獲をお願いしていますが、その人数はだんだん増えています。個体数が増えている可能性もありますが、捕獲できる方が増えてきているというのもここ数年増えている要因の一つに考えられると思います。ただ、やはり繁殖力が高く、人間と違って市境がないので、新座の方からやってくるものもあれば、志木や和光の方からやってくるものもある。お互い様ではありますが、広域的にそういった意識を上げていかなければならない。朝霞市は4市の中でもかなり高い捕獲状況で、捕獲数は他市の倍以上です。朝霞は市民のボランティアと職員で捕獲していますが、他市では業者委託をして捕獲しているという状況もあるため、少ない状況に留まっているのかなと思いますが、朝霞だけがな

くなるということはまずあり得ない話ですので。ただ、先ほど松永委員が触れたように、川にいる魚類やアメリカザリガニなど、動物だけで考える話ではなく、基地跡に手つかずの緑が残る一方、そういったものは草刈りなどしっかり管理しておかなければ、雑草類が繁茂して虫などの生態系も変わってきてしまっている。それを捕食する動物の生態系もどんどん変わってきているという循環です。今策定中のみどりの基本計画においても、環境だけでなく色々な緑に関しての視点も入れて発信しながら、対策や今後の動向というものを考えていきたいと考えています。

水質調査や合併処理浄化槽については対策係長から回答します。先に環境かるたのデータのレイアウトについてですね。先ほどご説明したとおり、7月に第1小学校で環境教材に使わせていただきました。使い道については色々考えながら作ったものではあります、1回も活用した場がありませんでした。松永委員が言われたように解説のところをしっかりと理解していただくということが重要になりますが、一方で内容が難しすぎるというご意見もありますので、様々な方が遊べるようなかるた作りについて考えていきたいと思います。

○事務局・清水対策係長

2番目の14、16、17ページの河川水質調査項目が昨年より2項目減っているというご指摘についてですが、2番目の水質調査につきましては2年に1回、奇数年度に調査を行い、偶数年度はやっていないため、今回はカットしています。水質汚濁防止法特定事業者の立ち入り調査につきましては、令和6年度は西部環境管理事務所と協力して、何らかの動きが特にやっていなかったため、こちらも表からカットしています。ただ、それではどういった調査があるのかはわかりにくいので、17ページに文書の方で水質汚濁法特定事業場の排水分析調査（有害物質取扱事業所を含む）の項目を設けています。昨年度行っていないため、線を引かせていただいています。そのため、14ページの水質調査結果の表上ではカットし、今回この水質調査の結果まとめの表を事務局案として出させていただきました。

続きまして15ページ、ふん便性大腸菌群数の不適合の対処につきまして、昨年度は確かに広報あさか8月号で水遊び後の手洗いなどの周知をさせていただきました。今年度は7月24日にX（旧Twitter）の方で周知をさせていただいています。

○事務局・西島課長

広報の紙面は限りがあるので、どうしても採用されるものとされないものが出てしまいます。今回は載せるスペースがありませんでしたが、また何らかの形で考えていきたいと考えています。

○事務局・清水対策係長

続きまして16ページ、合併浄化槽の状況につきまして、単独浄化槽は1,147、合併浄化槽が266、合計が1,413です。確かに単独浄化槽がまだ多い状況です。個人の家の改修工事や

建て替え等がない限り減らすのが難しいものではありますが、やはり河川の汚染というところもありますので、単独浄化槽は減らして合併浄化槽に向けていく必要性があります。単独浄化槽の新規の設置は今現在できなくなっていますので、徐々に減っていくものかとは思いますが。

届出件数内訳表のその他につきましては、設置者等の変更をその他として掲載しています。

最後、公園の井戸についてですが、まぼり東公園とみやど公園の井戸は、災害時の生活用水等としての使用と、河川の啓発というところでみどり公園課から話を聞いています。飲用禁止の文言がないというご指摘をいただきましたので、それは確認させていただきます。

○松永委員

河川の水質調査結果のまとめについて、もう1度質問させてください。書いてあることはわかりましたが、該当なしでもやはり項目を減らすのはどうかなと思います。去年は年に1回行ったから年に1回という表示だったと思うのですが、そこにも2年に1回と表自体に書いてあればいいかもしれないですし、やはり表から項目を無くすのはおかしいかと思います。

あとは改めての再質問ですが、水質汚濁防止法についての表記がやはりわかりづらいです。17ページの調査結果表は検査していないから線が引いてあるのか、そもそも事業所がないのか。水質検査まとめで、去年は6の魚類調査の後に7と8がありました。表から抜かさずに、2年に1回の調査で今年は不実施の年と書くのが普通かなと思います。

井戸に関しては、後で確認するというでいいとは思いますが、子供たちがいる場所の安全確保をどう考えているのか見えてこないです。去年、青葉台公園の話がありましたが、やはりそれはみどり公園課の管理だという話でした。市民側からすると、朝霞市の担当であって環境課が知らないというのが理解できません。例えば、ここは道路だから道路課の担当、ここは公園だから公園課の担当だということもありますが、それもわかりづらいです。何かわかりやすくした方がいいのではないかと思います。読んでもわからないのではないかと思います。

○松村会長

前者は、要するに調査を行っていない理由を書くべきだという表記の問題ですか。そもそも調査を行っていないのがよくないと言っているのでしょうか。後者は、担当が色々分かれているからといって持ち帰って検討するというのはよくないと言っているのか、それとも朝霞のことは全て知っているべきというお考えでしょうか。

○松永委員

前者は、表記の問題と、その事業所があるのかないのかもわからなかったのです。

後者は、担当が分かれててもいいのですが、井戸水は色々なところでやっていて、掘ったばかりなのにわからないのか、管理をきちんとやっているのかやってないのかをまず知りたいです。立ち

上げたものは知っているべきだと思います。

○事務局・西島課長

毎年行う調査については全て載せています。数年おきに実施する調査についても、未実施の年にはその旨と本来どのような調査であるかを記載し、調査をしたものとしていないものがあるような表記に修正を検討させていただければと思います。

井戸水については、去年の審議会でも話にあった有機フッ素化合物のP F A Sの問題でも、やはり市民の関心が高いところです。環境推進課が所管して検査しているものではないのですが、市民の関心事というのはタイムリーに把握した上で公表していければ。去年もそのご意見を踏まえて、飲料水に伴うP F A S検査については掲載したという事例もありますので、井戸水についても把握できるものについては何らかの形で公表できればと考えております。また、検査の項目に今後検体を取ることを考えるかというところは、また別の検討でさせていただければと思います。

川遊びの周知は、先日開催された黒目川川まつりに市も協力させていただきましたが、開会式で子供を含めた参加者に向けて川で遊ぶ際の細かい注意事項の話がありました。今回もその中をピックアップして、川遊びの際の危険や手洗いの徹底などについてXで注意喚起を行いました。広報に掲載するスペースがなければ、X等でしっかり啓発していきたいと考えています。

○松村会長

松永委員からのご指摘は、どうしても役割分担があるとは思いますが、こういう機会に他の課の働きをした方がいいのではないかなと思います。全く同感です。ぜひ引き続き頑張ってください。何か補足がございますか。

○事務局・清水対策係長

みどり公園課に確認をとりましたところ、確かに松永委員のおっしゃった通り、飲用禁止という文言がありませんでしたので、今後設置する方向で考えたいと話聞いております。

○松永委員

改めて質問ですが、飲めるかどうかは確認済みということでもいいのかということと、井戸水を飲む場合、どのような頻度で飲用可能かというのを調査するのでしょうか。去年聞いたときは飲用できるかは保健所に確認してくださいと言われました。保健所で確認をしているのでしょうか。

○事務局・清水対策係長

基本的に生活用水なので飲用ではないと聞いています。

○事務局・西島課長

朝霞市では、水道は200メートル程掘ってそこから組み出す水しか飲用していません。おそらく、飲用可能なレベルというはあるかと思いますが、やはり飲用不可であれば速やかに周知と措

置をするというのがやっぱり市民に対するサービスかと思います。

○松村会長

今のご指摘はあとで確認をしていただいた方がいいかと思います。飲用できるかどうかは保健所が確認することになっていて、飲用不可なら生活用水等となっていると思いますが、それがはっきりわからないので。念のため後で確認しておいてもらった方が心配はないのではないのでしょうか。

○松永委員

井戸の水は、先ほど飲用しないでくださいとお話がありましたが、朝霞市内で井戸をお持ちの方で、それを飲用に使っている方はいらっしゃらないですか。

○事務局・西島課長

それは把握していない状況です。飲用可能かどうかは保健所で検査できると思いますが、常時飲用できる浅井戸はないと考えています。どの程度なら飲用できるというのはあるかと思いますが、調査にご協力いただいている井戸の所有者の方にはそれを沸かして飲んでいるという方はもしかしたらいるかもしれません。先ほど適不適を検査するものではないと説明させていただきましたが、保健所や民間事業者の研究所などの検査を受けなければ判定できないものと思います。

○松村会長

朝霞の水道事業がどうなっているのかわからないので想像で言うのですが、水道事業体の原水が表流水か地下水かどうかはどこでも把握してると思います。この場でわからなくてもそれは調べればわかるのではないですか。

○事務局・西島課長

基本的に朝霞は3割が地下水を汲んでいます。泉水と岡に2か所あって、泉水は2：8の割合で、岡は確か5：5の割合だったかと思います。7割を県の方から荒川の水を購入していて、下水の調査については定期的に行ってるような状況です。

○松村会長

原水として地下水を使っていたり、個人が井戸を掘ってそれを個別に保健所に水質検査してもらって飲用してしまっているか、生活用水に使っている場合もあるかもしれないし、公園のもそうかもしれない。お時間のある時に調べて、次回ご説明いただいた方がいいのではないのでしょうか。

○松永委員

私は生態系とかに非常に興味があり、斜面林の管理などもしていて、空気や水の安全というのがやはり気になっています。水の安全は命に直結します。例えば水俣病は未だに解決していないです。水が汚染され、魚に入って食べ物として人間に入って、いまだに被害が続いているし解決しないことがあります。PFASについても去年も言いましたし、将来に地下水が汚染されたら将来

の子供たちにきちんとした自然が届かないわけですよ。朝霞の水道水は、ほぼ3割が地下水、7割が川の水を使っています。これはどこでも一緒です。元々は地下水を使っていたけど、地盤沈下のことがあるので埼玉県から川の水を使うように言われて川の水を埼玉県から買っています。川の水も荒川の水を取っているけど、足りないから利根川から引っ張ってきて、南畑の方で浄水して、それを買っているんですよ。朝霞は、地下水は70か100メートルでしたか。

○事務局・西島課長

200メートルです。帯水域よりさらに低いです。

○松永委員

P F A Sなどが漏れても、例えば横田基地で漏れたP F A Sが染み込んでいっても100年や200年かかるかもしれないし、井戸水は10数メートルの浅井戸で組んでいるので、そういうところに使っている水は安全を確認してもらっていけば安心して飲めます。ただ、そういうことが今でなくなってきたのかなと思うので、どんな検査をしているのかなというのがやはり気になります。なかなか個人でできることではないので、新しく出来た井戸などはどういう検査をしているか確認してほしいと思いました。環境推進課の皆様に期待をしての話で、私達が住む環境全ての中で騒音など様々な問題がありますが、見張り番になって他のみどり公園課にも言ってほしいし他の部署にも危険を伝えてほしいと思います。

○松村会長

水道担当の部署もあるので、松永委員がおっしゃるように、環境推進課でしっかりやることもとても重要だけど、同時に環境審議会で飲み水の安全性がどうもよくわからないという指摘があったので広報をもっときちんとしてもらうよう担当課に伝えることが必要なんだと思います。

他にどうでしょうか。

○小島副会長

今回、表紙がカラーになったので、昨年度よりも手に取っていただける方が多くなるかなと思います。あと、QRコードの一覧がすごくいいなと思いました。ただ、39ページに載っていると書かれているQRコードが、39ページに載っていないんですよ。他のQRコードは一覧を見なくてもページを送っている間に見られるのですが、レイアウト的に厳しいのかもしれないですが、QRコード一覧を見ないで読み進めた人には、補助金の説明がここからでもQRコードで見られるようにした方が親切なのかなと思いました。

○松村会長

QRコード関連で申し上げると、読み込むと違うページに行ってしまうということがあるので、せっかくQRコードを載せるのであれば、正しく飛ぶかを確認しておかれるといいと思います。環

境かるたも、やはり自分でやってみるのがいいと思います。かるたも実際に作ってみて、これは使い勝手がいい、これは使いにくい、というふうにやらないと。松永委員も実際に作ってみて大変だったということだと思うので。実際に作ったものは試してみるといい経験だと思います。

もう一つ、松永委員が言われてずっと考えていたのですが、行政が本来やるべきことを市民に押し付けてはいけないと思うし、行政に頑張ってもらいたいと思います。だけど、広報や呼びかけなど市民側で出来ることはないかということも同時に考えた方がいい気がしました。本来の市の仕事を市民にやれと言っているわけでは全くないのですが。ここに市民会議の活動内容というのが書いてありますよね。実績の表を見ると実践活動タイプなのかと思いますが、せっかくこういう仕組みを作ったので、市民側と文字通り一緒にやるような作業が考えられるのかなと思います。リサイクルプラザ協議会についても何も書かれていないので寂しい感じがします。もちろん役所がやるべきことは役所がやるけれど、市民の方にお手伝いいただかなければならないことがあれば、そこは忌憚なくお願いしてもいいのではないかと。

環境美化表彰の環境美化功労者数についても、5年度の6人と6年度の1人と1団体、どちらが多いかというのは難しいですが、環境美化はお忙しい中ご苦勞をいただいているので、どうして減ってしまったのかなと。基準を緩めろということではないですが、このような市民の方のお力を借りる制度をできるだけ柔軟にお使いいただいた方がいいのではないかと。機会があれば、美化ポスターの掲示に協力いただいているりそな銀行を表彰するのもいいかと。応援団を増やしていけるようなことをやった方がいいと思います。表紙に載っている美化ポスターも、きっと指導の先生のご尽力で数が集まっている。エコクラブはなくなってしまいましたが、美化ポスターを掲示してくれる場所を提供していただけるのはありがたいことだと個人的に思います。ご協力いただけている民間の方、個人も含めて表彰することをどんどん進めていただければ。他にありますか。

○大畑委員

この3-3の「地球に負荷の少ないまちをつくる」というところで、自転車に乗るのが趣味なのですが、来年の4月から違反は罰金をとるという話です。歩道を自転車で走ったら罰金なので、その辺をどういうふうに市民、特に小中学生、高校生に周知していくのかなと。カーボンニュートラルなら車もだんだん減ってくるかもしれないので、自転車が乗りやすいまちづくりをした方がいいのではないかと思います。言っていないと、罰金を取られるだけになってしまう。既に朝霞台周辺では白バイが一時停止無視などを警告して捕まえています。4月から本格的にどこまでやるのかはわかりませんが、自転車の乗りやすいまちづくりというのも今後重要なのではないのでしょうか。

○事務局・西島課長

今回この冊子については環境推進課が取り組んだもので、まだ内容がまとまっていないような状

況です。自転車をどんどん普及させても、乗れる環境がないというのが今大畑委員のおっしゃる意図だと思います。これについてはまちづくり推進課の交通安全対策係が所管で、道路整備課も関連してくると思うので、今のご意見もしっかり伝えた上で、今後どのような考えを持って道づくりやまちづくりを進めていくかという点も朝霞の環境に盛り込める部分があれば調整させていただければと思います。ご意見ありがとうございます。

○大畑委員

罰金を取られずに乗れる環境がないということです。歩道は基本的に押して歩くしかありません。あと注意しなければならないのは、志木駅前にあるようなスクランブル交差点ですね。あれは自転車が歩行者と一緒に突っ込んだら歩行者妨害と赤信号無視を取られますから、車と一緒に待つてなければなりません。それか、自転車から降りて歩行者と一緒に渡る。そういうことをしないともう罰金の対象になります。そういうのを子供たちにも周知した方がいいと思います。

○平塚委員

私の住んでいる近くでも自転車道が一応付いたのですが、中学生や高校生がみんな中を走っています。これはぜひ教育現場に持って行っていただいて皆さんにお伝えできるように協力していただきたいです。自動車も今は環境に良いものが作られています、やはり自転車というのが環境に良いですから。安心して歩ける、安心して住める街を目指してははずなので、自転車やベビーカーを押す人に対しても歩道を確保していただいたり、伸びきってしまった樹木の伐採などをまめにしていただくというのも大事なことになると思いますので。議員さんに陳情すればやってもらえるというのではなく、環境パトロールのようなことをして、各課に指示を出していただける、そういう働きをしていただけたらありがたいなと思います。

○松村会長

仕事を増やすようで申し訳ないですが、今日ご指摘が色々あり、お答えいただいたものや、持ち帰りや担当課に繋ぐものなどがありました。今の自転車の話などは交通ルールなので外になってしまいかもしませんが、庁内の担当課に伝えた結果ややりとりを次回ご説明いただくことでいいし、今日あった指摘と伝えた結果をまとめてメモにして配っていただくようにしていただくのがいいのではないかと。皆さんご満足がいただけなくても、まずは繋がなければいけませんから。

○西島課長

色々のご意見ありがとうございました。今回は昨年度の結果を踏まえて環境推進課の事業について公表させていただいたところで、これの製本版が今度冬に出ます。その前に庁内各部の次長級が集まった住みよい環境づくり庁内連絡委員会があります。その中で、今回いただいた意見をしっかりと投げかけて回答をいただいた上で、ご報告できればと思います。この後もしご意見あればいたした

いと思います。我々の方でしっかり取り組むもの、あとは各部署に取り組んでもらいたいものについて、庁内で共有を図ってまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

◎ 2 議題 (2) その他

○松村会長

議題の「その他」は何かありますか。あれば、その後にまたご意見があればお願いします。

○事務局・西島課長

今日お配りした資料について説明させていただければと思います。まず資料2、ご存知の方も多いかと思いますが、温室効果ガスの排出量の一層の削減を目的として、2050年カーボンニュートラルというものを宣言する自治体が増えています。本市におきましては、これまで朝霞市地球温暖化対策実行計画を着実に推進するため、目標を2030年までに2013年度比46%の温室効果ガス削減を進めてまいりました。一方で、政府においても2050年カーボンニュートラルに向けて2013年度比で2035年度には60%減、2040年には73%減という具体的な目標数値が示されていることから、本市も現段階で目標としている2030年度に46%減のその先を見据えて取り組みを行っていくため、今年度中にカーボンニュートラルを宣言したいと考えています。宣言を行うということだけを考えれば、いつでもできるものだと言われますが、役所が言うだけではなく、いかに市民や事業者、また、2050年に現役世代となる今の小中学生、高校生、大学生にその意識を醸成していくことがかなり重要になると考えていますので、どのようなタイミングや啓発方法が必要かをしっかり検討していく必要があると考えています。

表紙の裏面には直近における取り組み状況を掲載しています。その下に子供たちへの意識の醸成として、先ほども朝霞の環境の中で触れましたが、毎年実施している環境美化ポスターに関して、今年度は地球温暖化や緑、ごみ減量というテーマでポスターの募集を行っているところです。こちらは、各学校に夏休みの課題としても既に周知の方を行っていますので、多くの作品が応募されるものと期待しています。

次ページにつきましては、先ほど松永委員や会長からご意見いただきました、朝霞環境かるたの普及ということで、この審議会でもご意見の方を賜っていましたが、先ほどの議題の中でも説明した通り、先月第一小学校で教材として取り上げていただき、今後その輪を広げていきたいと考えております。内容についても、子供には難しい、写真の画像がかなり粗い、などのご意見もいただいていることから、改訂版の制作も今後チャレンジしてまいりたいと考えております。

地球温暖化防止に関しましては、また製造業、運輸業、小売業などの様々な事業者の取り組みが不可欠であり、その効果も非常に大きいことから、様々な場面で協力の方をお願いしてまいりたい

と考えています。このカーボンニュートラル宣言の取り組みにつきましてもまた委員の皆様にはご意見の方賜れればと考えています。ちなみに直近の公表しているデータで、令和4年度末のデータになりますが、2013年度比、2030年に向けて46%削減目標のところ、現段階で朝霞市は23.2%の削減率となっております。こちら進んでないと思われるかもしれませんが、埼玉県全体においてはまだ19%の削減率となっているので、それほど朝霞が遅れているというわけではありません。ただ、削減を一層加速させていかなければならないので、どのタイミングでこれを宣言して、幅広く大人から子供、事業者に対しても周知していくかが重要と考えています。

もう1点、脱炭素に対する取り組みだけが注目されている部分もありますが、カーボンニュートラルについては基本的にゴミ減量であったり、省資源化と省エネルギー、あとは最終的には削減率100%に満たない部分については緑がどのぐらい吸収してるかというところも計算式になって、実質カーボンニュートラル、温室効果ガス排出ゼロという取り組みになります。そういった意味では朝霞も環境部だけが取り組むのではなく、都市建設部や資源リサイクル課としっかり連携しながら取り組まなければいけないので、進め方については皆様方にもいろいろ意見を賜りたいと考えております。

続いて、資料3をご覧ください。報道等でご存知かもしれませんが、市内において特定外来生物であるセアカゴケグモが確認されたという報告です。今週始め、7月27日日曜日に青葉台公園テニスコート内でセアカゴケグモが複数いるというテニスコートの利用者からの通報を受けて、管理事務所職員が確認の上、殺虫剤および靴で踏みつけて駆除したということです。翌日にその報告を受け、環境推進課とみどり公園課の職員で発見場所周辺の見回りを行いました。新たなクモは発見されませんでした。咬まれたという被害についても報告は上がっていません。本日から朝霞市民まつり彩夏祭が開催され、青葉台公園もその会場の一部となっていることから、速やかに記者発表を行いました。また、青葉台公園周辺、朝霞の森、シンボルロード周辺、中央公園周辺に幅広く注意看板を設置するとともに、ホームページ、SNS等で広く注意喚起を行ったところです。

カーボンニュートラルについては我々の独断で進めるのではなく、本日お集まりいただいた事業者や商工会の方、自治会連合会や市民の方など幅広くご意見を賜った上で進めていきたいと思っておりますので、ぜひ後日でもご意見いただければと思います。

○松村会長

カーボンニュートラルの話は今日初めてでしょうか。もし本当にご意見頂戴したいのであれば、この後お時間がある方には個別に説明するなり、丁寧にやった方がいいかと。今日のご説明でわかったとは思いますが、ご意見があれば後で頂戴するという事です。

○西田補佐

議題 1 の朝霞の環境につきましては、本日いただいた意見を修正しまして、この他課所管分の実績を加えまして第 2 回の環境審議会にお諮りした後に年内中の発行を目指してまいりたいと思います。もし、審議会後、他に気づいた点やご意見がございましたら、1 週間後の 8 月 8 日金曜日までに事務局までお知らせいただければと思います。

最後になりますが、第 2 回環境審議会の日程は 10 月 29 日水曜日、10 時から開催を予定しています。場所につきましても同じく大会議室手前となります。詳細等につきましては改めて通知させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

◎ 3 閉会

○松村会長

それでは、いつもながら乱暴な議事運営で申し訳ありません。ご協力いただいて、台風が来る前に終わりました。どうもありがとうございました。

○西田補佐

松村会長ありがとうございました。これをもちまして令和 7 年度第 1 回朝霞市環境審議会を閉会とさせていただきます。お忙しい中ご出席ありがとうございました。

議事録署名人
